

紫波2100

2021環境・循環基本計画

（令和3年度～令和12年度）

岩手県紫波町

新世紀未来宣言

日本文化の源流^{げんりゅう}は農村の山ひだにありました。
森の中から水が湧^わき、人々は集い、
集落を形成し、自然と共存し、
自然を崇拝^{すうはい}してきました。
厳しい自然に耐えた集落には、
先人の知恵^{ちえ}の結晶^{けっしょう}ともいうべき
生きるための哲学^{てつがく}があり、
連綿^{れんめん}と伝えられてきました。
モノを粗末^{そまつ}にすることは、
すなわち生命(いのち)を粗末^{そまつ}にすることにつながります。
モノを大切に^{はぐく}するところ、生命を育むところ、
郷土の文化と伝統を伝えていくところを
百年後にも引きついでいきます。
母が見た風景を、浴びた陽の光を、
感じた風を、清冽^{せいれつ}な水を、
そして紫波^{しわ}の環境^{かんきょう}を百年後の子どもたちに
よりよい姿で残し伝えていきます。

平成十二年六月四日

"Future Declaration for the New Century"

The origin of Japanese culture was in the folds of a mountain in a farming village.
Water sprang forth from forests and people gathered together there.
They formed colonies, coexisted with nature, and worshipped nature.
Colonies tolerating harsh nature had philosophy of living,
which was worthy to be called the predecessors' wisdom,
and it has been passed down in an unbroken line.
Handling things without due respect leads to waste of human lives.
We inherit our attitudes of cherishing things, of giving life,
and of inheriting local culture and traditions for 100 years.
We hand down the landscape mothers viewed, the sunlight they exposed to,
the wind they felt, and the clean water they used,
and better environments of Shiwa to children for 100 years.

序 未来に向けて

～ 今を担う大人たちへ ～

何ひとつ、捨てるものなどなかった。

そんな社会が、遠い過去から現在まで続く歴史の中に、確かに存在していました。そこでのくらしは、現代のように豊かではなかったかもしれませんが、人々は自然とともに生き、支え合い、心豊かにくらしていました。

私たちが歩んできた 20 世紀は、2 度にわたる大きな戦争がもたらした荒廃からの復興と、豊かさを追い求め続けた 100 年間だったといえるでしょう。とりわけ日本は、第二次世界大戦で受けた痛手が大きく、そこから立ち直るために、国を挙げて経済復興に取り組み、復興後も、さらなる豊かさを求めて突き進んできました。戦争による損失があまりに大きかったために、より大きな豊かさを追い求めてきたといえるのではないのでしょうか。

そして今、私たちは飢えることも寒さに凍えることもなく、快適で便利な暮らしを享受しています。一步まちに出れば、さまざまな食品を季節に関係なく手に入れることができ、家ではスイッチひとつで暑さ寒さも知らずに過ごすことができます。パソコンでメールを交換し、携帯電話とともに出かける…。身の回りにはモノや情報が満ちあふれ、私たちのくらしは大きく変わりました。このように、快適なくらしを享受できるようになったのは、20 世紀の大きな成果です。しかし、戦後の荒廃からの復興を目指し、豊かさを求めて突き進んできた私たちは、豊かさと引き換えに失ってしまったものがあるのではないのでしょうか。それは、かつて日本人が持っていた、自然といっしょに生きる、という謙虚な心です。捨てるものなどひとつもなかったはずなのに、今ではごみ収集車が町中を走る光景が当たり前のものとなってしまいました。

「足るを知る」心は、日本人の美德でした。

しかし、一度手にした快適さや便利さは、人間の欲望を際限なく膨らませてしまいます。不便なことや、つらい経験をしたことがなければ、「足るを知る」ことも、豊かさも実感できません。そんな世代が増え続けています。人々は毎日の生活に追われ、生きがいを見失い、自殺や少年犯罪が絶えません。この現状は、「豊かさ」の陰で、自然環境の荒廃とともに心の荒廃も進んだことを何よりも物語っています。ホテルが飛ばない夏の宵、ドジョウが棲まない田んぼの堰、こどもの姿が見えない小川のほとり。そんな光景を、子どもたちだけでなく、私たち大人さえ、何も感じずにいるのではないのでしょうか。

私たちの「豊かなくらし」を支えているのは、地球が自然の循環によって何億年もかけて育みもたらしてくれた資源です。豊かさを追求するあまり、私たちはこの循環をいくつにも分断してしまいました。

町の自然環境を守り、育くみ、そして循環するしくみを修復していくことは、地球の自然環境を復活させることにとどまらず、人々の心の豊かさを取り戻すことでもあります。すべての生き物が等しく豊かに生きられる持続可能な社会を築いていくために、私たちは今、私たちが担うべき責任に目を向けなければなりません。

この計画は、町の豊かな環境を未来の子どもたちに残していくために策定したものです。

この思いを実現するために、みなさんの力を貸してください。

～ 未来を担う子どもたちへ ～

21世紀は、今、子どもであるきみたちが担う100年です。きみたちの考えや才能や力が創り出していく世紀です。

この未来は無限の可能性を秘めています。きみたちによってどんな未来も創りだすことができるでしょう。今よりも便利に、豊かに…。

でも、ここできみたちに、ぜひ、知って欲しいことがあります。それは、現在は遠い過去からずっとつながっているということ、そしてすべての生き物が結びつきあってはじめて未来が存在するということです。

きみたち（私たち）の生命が、どれだけの自然のエネルギーを必要としているか、知っていますか。

自然界で1匹の魚が成長するには、その体重のおよそ10倍の食料が必要といわれています。たとえば、1匹のカツオが1キロになるのに主食のイワシを10キロ必要とします。その10キロのイワシは100キロの動物プランクトンを、その100キロの動物プランクトンは1,000キロの植物プランクトンを必要とするのです。植物性プランクトンは、山や森の木々が落とした葉が分解され、できた有機物が川に流れ、海に運ばれたものを養分として育ちます。そして木々など植物は、太陽エネルギーを使い光合成により酸素を作り出し、また他の動物の食べものとなり、地球上のあらゆる生命を支えているのです。

自然はこれほど壮大な生命の流れをもち、繊細なくみで成り立っています。きみたちが自然を守っているのではなく、自然がきみたちを守っているのです。地球の大きさからみれば町は小さな点に過ぎませんが、何億年もの時の流れと、多くの生命のつながりによって今の町の自然やきみたちが存在しているのです。

ところで、20世紀は、だれもが便利に、快適にくらしたいと願い努力した時代でした。人々は石油や石炭などのエネルギーを使い、多くの道具や機械を作り上げてきました。自動車、飛行機、テレビ、パソコン、携帯電話…。今、きみたちはたいへん恵まれた時代に生きているといえます。

しかし、このような便利で快適なくらしにも限りが見え始めています。たとえば、私たちのくらしになくってはならない石油は、次の世代まで引き継げないほど残りあとわずかです。石油を燃やすことで二酸化炭素が発生し、地球全体が暖かくなり始めています。さまざまな開発によって生命の源といえる植物が減少し、また多くの動物たちの食べ物や棲みかが失われています。これらの問題は、自然は征服できるという私たちのおごりがもたらしたものです。

歩みだしたばかりの21世紀の早い時期に、便利さばかりを追求してきたこれまでのくらしを見直し、地球上のあらゆる生き物たちと自然を共有できるような、新しいくらし方を見つけ出さなくてはなりません。

この計画は、21世紀を担うきみたちといっしょに、20世紀を振り返りながら、豊かで美しいこの町の環境を残し、すべての生き物が等しく生きられるような社会を築いていくために作ったものです。そのために、きみたちが21世紀を切り開いていくために必要となる知識や経験、技術などを、きみたちに引き継いでいきます。私たちが遊び、学んだこの町の大きな自然を、未来にわたって親しむ豊かな自然として、きみたちに残していきます。自然を征服するのではなく、自然と共生し、自然の中でいっしょに遊び考える気持ち、自然を大切にする心を、きみたちに手渡していきます。

これは決して大人だけではできません。きみたちの考えや力を貸してください。

第 1 章

計 画 の 基 本 事 項

第1章

計画の基本事項

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成12(2000)年、町では「すべては未来の子どもたちのために」と銘打って、「新世紀未来宣言」を発表しました。「モノを大切にすること、生命を育むこと、郷土の文化と伝統を伝えていくこと、母が見た紫波の環境を、より良い姿で百年後の子どもたちに残し伝えていきます」としたこの宣言は、自然との共存、人や動植物のいのちの循環を目標に掲げ、100年後の子どもたちが豊かな心で紫波の自然を享受できる環境を残し伝えることを目指しており、循環型社会形成推進基本法の施行と歩調をそろえたものでした。

これに先立ち町では、環境基本法が施行された平成5(1993)年に合わせ「環境保全条例」を、平成10(1998)年には「ごみポイ捨て禁止条例」を制定しています。これらの取り組みにより、町民の環境・循環に対する気運が高まって来たことを受け、新世紀未来宣言を発表した翌平成13(2001)年には、循環型まちづくりを推進していくための基本理念を盛り込んだ「紫波町循環型まちづくり条例」を制定しました。

それ以来、これらの取り組みを検証し、「環境基本法」「循環型社会形成推進基本法」及び「紫波町循環型まちづくり条例」に基づき、目標年度を定めた将来の町のあるべき姿を実現することを目的として「環境・循環基本計画」を策定し、様々な取り組みを実践してきました。

今回、2016環境・循環基本計画が目標年次に到達したことから、取り組みの成果と課題、環境問題の現状を踏まえ、次なる目標を見据えた新しい環境・循環基本計画を策定します。

2 計画の役割

この計画の役割は、町が掲げている「循環型まちづくり」を実現するための計画です。

今から10年前に策定した、「紫波2100 2011環境・循環基本計画」は平成23年度から平成32年度(令和2年度)までの10年間の計画でした。また5年前に内容を見直し、後期計画として「紫波2100 2016環境・循環基本計画」を策定し、町の環境分野において、循環型社会を形成するための中核となる計画として位置付けて取り組んできました。

本計画「紫波2100 2021環境・循環基本計画」は、これまでの計画の趣旨を踏襲し、次の4つの役割を担っています。

なお、第三次紫波町総合計画においては「循環型のまちづくり」と「協働のまちづくり」、「多様性あるまちづくり」を基本理念に掲げています。

資源循環の まちづくり	環境創造の まちづくり	環境学習の まちづくり	交流と協働の まちづくり
----------------	----------------	----------------	-----------------

3 計画の進行管理と評価

計画期間は10年間とし、令和3（2021）年度と初年度、令和12（2030）年度を目標年とします。

計画期間中は5年ごとに前期、後期の節目を設け、環境の状況、社会情勢などを踏まえて評価・検討を試みるPDCAサイクル（「計画立案：Plan」、「実施：Do」、「評価：Check」、「計画の見直し・改善：Action」を順に繰り返す）手法を実施します。

計画の進行管理の把握には指標を用います。この指標は循環型まちづくり条例に基づき毎年広報等で公表し、住民や事業所からの意見や情報を広く募集します。評価については、所管課及び循環政策委員会の行政内部での評価と公募委員により構成された循環型まちづくり委員会による外部評価を行います。

4 計画の実行体制

未来の子どもたちに紫波町の望ましい環境を引き継ぐため、環境保全・創造、循環型まちづくりの実現を目指し、住民、環境団体、事業者、町が協働し、計画を実行していきます。

◆住民・環境団体の役割

毎日の生活の中で地域や多くの人たちと協力して、環境負荷の低減及び循環型まちづくりに進んで取り組むように努めます。また、町が進める事業に対して参加・協力します。

◆事業者の役割

自らの事業活動を行うとき、環境汚染を防止し循環型まちづくりに進んで取り組むように努めます。また、住民や環境団体の活動、町が進める事業に対しても協力します。

◆町の役割

環境保全・創造、循環型まちづくりに責任を持って取り組みます。住民や事業所の意見を聞き、協力を求めて計画を推進していきます。

5 循環型まちづくりの流れ

(1) 循環型まちづくりは、次の法律・条例・計画などにに基づき推進します。

- 「環境基本法」「循環型社会形成推進基本法」の規定に基づき進めます。
- 「新世紀未来宣言」を理念とします。
- 「循環型まちづくり条例」により計画を策定します。
- 「総合計画 基本構想」に基づき計画を推進します。

(2) 循環型まちづくりを具体的に進める計画が、「環境・循環基本計画」です。この計画は、次の4つの方針により構成しています。

- 資源循環のまちづくり
- 環境創造のまちづくり
- 環境学習のまちづくり
- 交流と協働のまちづくり

(3) 環境・循環基本計画に定めた方針を取り組んでいくことにより「循環型まちづくり」の更なる実現を目指します。この実現のためには、次の機関と連携しながら取り組んでいきます。

循環型まちづくり委員会	循環型まちづくりについて調査、研究し提言する機関
循環政策委員会	計画推進のために組織された庁内機関
住民、環境団体、事業者	計画全般について参加し、協働・交流の推進力の役割となる者

(図挿入)

第2節 計画策定の背景

1 紫波 2016 環境・循環基本計画の成果と課題

「2016 環境・循環基本計画」では、「水と緑に囲まれた紫波の地と人々の共存」を目指すべく将来像に掲げ、その実現のために4つの方針により取り組んできました。

- 資源循環のまちづくり ○環境創造のまちづくり
- 環境学習のまちづくり ○交流と協働のまちづくり

この4方針に沿って、住民とともに環境の視点を日々の生活の中に取り入れ、定着させるくらし方を推進してきました。

- 「えこ3センター」を中核施設とした有機資源の循環活用
- 3R推進の啓発活動
- 住民総参加の環境美化活動や「まちピカ応援隊」による地域環境の保全
- NPO法人紫波みらい研究所や環境マイスター紫波などの環境団体による環境学習の推進
- 地産地消など地域資源を活用した交流

その結果、住民の環境・循環への意識が向上してきました。そして、未来の子どもたちにより良い紫波の環境を引き継ぐため、環境に配慮した生活とは何かを考え行動できる住民が増えました。

令和2年1月に実施した環境・循環基本計画のためのアンケートから分析すると住民の環境・循環への関心は高まっています。これからは、未来の子どもたちにより良い紫波の環境を引き継ぐため、環境に配慮した生活について、さらに広めていく必要があることから、行政は住民に対してより効果的な情報を提供してまいります。

また、地球の温暖化は、依然として深刻な状況が続いています。温室効果ガスの排出量の削減は、地球規模で取り組む緊急の課題です。一人ひとりが地球を取り巻く環境の実態について注視し、今からでもできることから協力し取り組んでいく必要があります。

一方、まだまだ課題があります。その課題を、この計画において解決する方策を検討していきます。

- 森林資源循環の分野では、収益面での問題から森林資源を効率的に活用できる連携の仕組みづくりや森林再生が進まない
- 環境・循環型まちづくりについての理解・期待はあるものの、身近な自然環境の観察や保全活動になかなか参加しない
- 便利で快適な生活様式から脱却できないためごみが減らず、二酸化炭素の排出量の削減の取り組みが進まない
- 人口減少、高齢化の進行、産業構造の変化などにより里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなり、野生生物との共生に歪みが生じている

次に、これまでの主な取り組みを紹介します。

(1) 資源循環のまちづくり

- ・エコ3センターを活用した循環型農業の推進
- ・町産木材の利用促進、間伐材の再資源化による森林資源の利活用
- ・レジ袋削減・ごみ分別など関連団体と連携した3Rの推進

(2) 環境創造のまちづくり

- ・町民総参加の地域美化活動
- ・ポイ捨て監視員による不法投棄の監視
- ・環境に配慮した公共工事の実施
- ・省エネルギーの促進
- ・新エネルギー・クリーンエネルギーの導入推進
- ・環境マネジメントによる環境負荷削減の取り組み

(3) 環境学習のまちづくり

- ・環境マイスター、紫波みらい研究所等との連携による環境学習の機会創出
- ・自治公民館などの主催による世代間交流や伝統文化・技術の継承
- ・食に対する知識と食を選択する力を身につける食育推進

(4) 交流によるまちづくり

- ・町の循環型まちづくりに共感した人々との交流
- ・ホームページや広報誌、環境関連団体による循環型まちづくりの情報発信
- ・地産地消推進団体を支援し、地元農産物の付加価値による特産化の推進

2 環境問題の現状と課題

環境問題は、地球温暖化の防止など地球環境の問題、地域の産業、まちづくり、開発、文化、教育などあらゆる分野に関わりながら、私たちを取り巻いています。環境を考えることは、私たちがどんなくらし方を選んでいくのかということに繋がります。より良い環境を未来の世代に引き継ぐために、一人ひとりが行動を起こすことが大切です。

(1) 二酸化炭素排出量

紫波町環境・循環基本計画では、「100年後の子どもたちに紫波町の望ましい環境を残す」ための方策として、低炭素社会への取り組みが重要な位置を占めています。平成 27 (2015) 年 12 月には、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で「パリ協定」が採択されました。この枠組みに対応するため、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、削減目標を掲げ取り組みを進めてきましたが、令和 2 (2020) 年 10 月に新内閣発足により「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」を表明し、今後具体的施策について示される見込みです。これに先行して、県では令和元 (2019) 年 11 月に知事が次期岩手県環境基本計画に「2050 年温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目標として掲げることを発表しました。

これまでは、快適で便利な生活環境を追求している現在の生活環境の中では、なかなか削減が進まない状況です。岩手県の平成 29 (2017) 年度の温室効果ガス排出量は 1,419 万 8 千トンと基準年となる平成 2 (1990) 年と比較すると 0.7%増加しています。排出量増加は主に産業部門 (工場等) からの排出が最も多く 41.2%、次いで民生家庭部門からの排出量が全体の 15.5%、民生業務部門 (商業・サービス・事業所等) からの排出量は全体の 10.5%となっています。

令和元 (2019) 年の我が国の年平均気温は長期的にはこの 100 年で 1.24 度上昇し、農作物の生育障害や病害虫の発生など気温上昇の影響と考えられる現象が起こっています。平均気温の上昇による被害は、絶滅する動植物の増加する、異常気象による洪水・干ばつなどの被害が増加する、作物の品質の低下や生産量の減少により食糧危機を招くなど私たちの生活に悪影響を及ぼすことが考えられています。地球温暖化対策については世界的な問題でもあり、これまで以上に真剣に取り組んでいく必要があります。

(2) 生物多様性

自然界がバランスを保っていくためにも、多くの動植物が共生する環境を守ること、いわゆる生物多様性が維持できる環境を守っていく必要があります。これは、失ってしまうと取り戻すことができないという切迫した問題であり、解決すべき重要な課題となっています。

開発による生息環境の悪化、乱獲や採取、里山の崩壊、外来種による生態系のかく乱のほか前出した地球温暖化など多くの問題が脅威となっています。国際自然保護連合が平成 29 (2017) 年のまとめとして報告した内容では、現在、絶滅のおそれが高い動物が 12,316 種、植物が 11,577 種あります。我が国においては令和 2 (2020) 年の報告では 40 種増加して 3,716 種の野生動物が絶滅の危機に瀕しているとの報告があります。

以前、平成 21（2009）年にはアメリカでミツバチが突然いなくなる現象が起きました。やがてカナダやヨーロッパ、アジアに広がり、我が国では平成 21（2009 年）春の受粉時期に花粉交配用ミツバチ不足が起り、受粉が進まないため農産物の収穫量が減る被害が出ています。

平成 22（2010）年 10 月に名古屋を会場として開催された COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）において、「生物多様性が失われる勢いを抑えるための目標づくり」「遺伝子資源を利用するルール作り」の 2 点が話し合われました。このとき我が国は「SATOYAMA（里山）イニシアティブ」を提唱しています。この中で、里地里山は農林業などの活動から長年に渡っての人間の働きかけによって管理・活用することで、利用しながら生物多様性が保たれてきた自然共生社会のモデルであるとしています。このモデルを基本として、世界各地にある伝統的な自然共生の知恵と現代の技術を組み合わせ、自然資源の持続可能な管理と利用のための共通理念を構築し、世界各地の自然共生社会の実現に活かしていく取り組みが提唱されました。町においても、開発や農林業の高齢化や経済活動の変化などによって里地里山に対する人間の働きかけが少なくなり、荒廃した森林や耕作放棄地などが見られるようになりました。里地里山は、これまで森と民家の境界線の役割を果たしてきました。しかし、これが曖昧になった今、ツキノワグマなど野生動物は、それとは知らずに突然住宅地まで出てきてしまうようになりました。その結果、農産物への被害や人間が襲われるなどの事故が起きているのです。

その他に、特定外来生物の問題もあります。特定外来生物は古くからその地に栄えていた動植物の生息地あるいは繁殖地を奪うなど、固有の生態系を破壊してしまう脅威の存在です。自然を破壊するばかりか人間に危害を加え、農林水産業にも影響を及ぼすと考えられています。そのため私たちは、生物多様性が有する恩恵を意識して、身のまわりの生物に配慮した生活様式を考えていく必要があります。

（3）ごみ処理

本町では、住民 1 人 1 日あたりのごみの排出量は、平成 21（2009）年度に 595 ㌔でしたが、平成 26（2014）年度は 601 g、令和元（2019）年度には 613 g と年々増加しております。また、生ごみや資源ごみは年々減少しているものの、大型不燃ごみは平成 28（2016）年度から増加傾向、燃やせるごみは令和元（2019）年度 4,630 トンと平成 26（2014）年の 4,235 トンに比べると約 9.3%増加しています。これは、平成 13（2001）年の廃棄物処理法により野焼きが禁止されたことなどから、ほとんどの家庭でのごみ焼きを行わなくなったことが要因となっています。なお、家庭から出されるごみのリサイクル率は令和元（2019）年度で 22.2%です。

事業系のごみは、令和元（2019）年度においては 3,465 トンと平成 26（2014）年度の 3,688 トンに比べて約 6.0%減少しています。持続可能な社会を構築するためには、循環型のまちづくりを推進して資源の再利用化、廃棄物の発生抑制の推進を継続して取り組んでいくことが必要です。

(4) 水環境

町の西側、奥羽山系の麓には水分神社の湧水や温泉があるほか、緑深い森林をぬって溪流が流れ下るなど清らかで豊かな水のイメージがあることから、水道水は豊富で安心して飲めると感じている人が多いようです。確かに、町の自己水源の大半は湧水と地下水でまかなわれていますが、そのため季節による水量の変動や、地震による汚濁や枯渇などの影響を受けやすい状況にあります。また、町内の水源だけではまかないきれない状況もあることから、水源涵養のため森林の維持、保全を心がけて行く必要があります。

環境意識の高まりから、河川へ流れ込む生活排水への関心も高まってきています。汚水処理の3事業である公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽によって、水洗化している住民の割合（水洗化人口普及率）は令和元年（2019）年度末で88.1%になっています。これは、10年前に比べ、11.7%も増加したことになります。公共用水域の水質が保全され健全な水環境の実現に大きく前進することになります。

しかし、まだ、施設を利用できていない状況も併存しています。水洗化には経費負担が大きいこと、改築や新築などの機会を待っていること、高齢者世帯などでは必要性を感じていないことなど、それぞれの理由がありますが、未処理の生活排水がそのまま河川へ流れ込んでいる状況にあります。小学校の児童による河川の水生生物調査では「汚れた水にすむ生物が多く見られる」や「生物が少ない」などの報告がある河川も見受けられます。河川では微生物を始めとする多様な生物が互いに支え合い、その営みが水の浄化機能となっています。しかし、その機能を上回る汚れが流れ込むと、汚れはそのまま海へ流れ込むことになります。

水環境の保全のため、水を汚さない、無駄に使わない、汚した水は浄化して流す取り組みが継続して行われることが必要です。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27(2015)年には国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、令和12(2030)年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール（国際目標）が示されました。このゴールは、令和12(2030)年のあるべき姿を現しており、より問題点を具体化するための169のターゲット（達成すべき具体的目標）に紐づけされていることから、統合的な枠組みの中で取り組むことが重要となります。具体的なターゲットとして、目標7では7.3「2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる」ことなど省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の推進が記載されています。また、目標11では11.2「公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善」や11.7「人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供」など低炭素型のまちづくりに関する目標が設けられています。さらに、目標13では13.1「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化すること」や、13.3「気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する」ことなど、緩和策と適応策の推進が設けられています。これらの目標以外にも、目標6、目標9、目標12、目標14、目標15等、環境保全や環境創造、地球温暖化に幅広く関係していることから、環境施策はSDGsと密接に関わっています。

【本計画と関連の深いSDGsのゴールのアイコン】



3 町の特性（地域における現状と課題）

紫波町は、岩手県の中央部に位置し、東西に長い形状をしています。中心部を北上川が南に向かって流れ、流域は北上盆地を形成し、東は北上高地、西は奥羽山脈に至ります。紫波町は、東部、西部、中央部の大きく3つの地域に分けることができます。

東部地区は、彦部、佐比内、赤沢、長岡の4つの地区があり、北上高地に属しています。地質は石灰岩層が多く水源が不足気味であり、古くから農業用水の確保を目的としたため池が多く作られています。地盤の特性を活かし、丘陵を利用した果樹栽培が盛んな地域です。

中心部は、北上川沿いに日詰、古館、赤石の3つの地区があり、国道4号線、JR東北本線などの交通網の幹線や商業施設が集中しています。また、宅地化が進み人口も集中しています。

西部地区は、水分、志和の2つの地区があり、北上盆地と奥羽山脈の一部から形成されています。水田と畜産の複合経営が盛んな地域です。こうした地域特性や産業などに着目して、町を次のエリアに区分し、それぞれの特性を活かしていきます。

●東部エリア

北上高地から形成されるなだらかな丘陵地が多い地域です。水稻と畜産、果樹、林業など多種複合農業が盛んに営まれ里山が管理、利用されてきました。現在は、水稻と特産のりんご、ぶどうを中心に果樹栽培が盛んです。早い時期から果樹を中心とした産直施設が整備され、「フルーツの里しわ」のイメージの定着の推進が図られています。赤沢地区には都市農村交流公園「紫波フルーツパーク」が整備され、「フルーツの里しわ」を強く印象づける施設となっています。体験農園やぶどう作りに適した石灰岩質の土壌を生かした「自園自醸ワイン」づくりのためのワイナリーが整備されています。“フルーツ”をキーワードにして地産地消、交流人口を増加させ地域の活性化を促す取組みが進められています。

国指定・重要無形民俗文化財である山屋地区の田植踊を始めとした郷土芸能が各地区で継承されています。また、金山跡にちなんで創作された佐比内金山太鼓は、地域芸能として地域全体の取り組みとなっています。

しかし一方では、人口が減少し、少子高齢化が進展している状況があり、農業後継者の確保、耕作地・里山の継続利活用、伝統芸能や文化継承など地域活動の維持といった課題があります。

※自園自醸ワイン：ワインに適した品種選定から栽培、醸造まで紫波町産ぶどう 100% にこだわったワイン

●中央部エリア

エリア全体が北上盆地に属していて、町の中心市街地を形成しています。町を二分するように流れる北上川、それに平行して JR 東北本線と国道 4 号など主要幹線が横断しています。日詰地区には江戸時代に北上川の舟運により宿場町が形成され、商業・文化の中心として発展してきました。現在、JR 東北本線には三つの駅が設置され、周辺は宅地開発が進み人口が集中しています。JR 紫波中央駅前、紫波中央駅前都市整備事業（オガールプロジェクト）により、公共施設や商業施設が整備され、町の中心地オガールタウンとしてにぎわっています。市街地を中心に宅地開発が進み、たくさんの住宅地が整備され、それに伴い大型商業施設も増えています。

また、市街地周辺では、稲作を中心に農業が盛んで、赤石地区は特産である「もち米」の生産地として古くから知られています。紫波中央駅前と古館地区に産直が設置されています。

一方で昭和 50 年代に建てられた住宅街では、住民の高齢化や空き家も目立つようになっています。これまで増え続けた人口も、各地区で減少に転じると考えられています。

宅地化などの開発と自然環境のバランス保持、公害の監視、衛生環境など環境の保全が課題となります。

●西部エリア

奥羽山脈の麓から、緩やかな傾斜で中央部まで水田地帯が広がっています。滝名川上流に造られた山王海ダムによって、農業用水の不足が解消され豊かな穀倉地帯が広がっています。畜産も古くから盛んで牛や豚、鶏の飼育が行われていて、もちもち牛・しわ黒豚などブランド化されたものもあります。東根山の麓の丘陵地を利用した果樹栽培もあります。キュウリやピーマン、シイタケなどの栽培も行われていて多様な農業生産を背景に栽培から加工して販売する 6 次産業の取り組みも盛んです。

稲荷街道沿いには「志和稲荷神社」「ラ・フランス温泉館」「体験型農園」「水分神社」などがあり、西部エリアの交流の拠点となっています。

一方では、東部エリアと同様に人口が減少し、少子高齢化が進展している状況があり、農林業後継者の確保、耕作地・里山の継続利活用、地域活動の維持などが今後の課題となっています。

4 計画策定の基本的な方向

基幹産業である農業の今後は、循環型農業のあり方、生物多様性と農業生産の関わりが大きく影響してきます。また、町の面積の 57.8%を占める森林の資源活用、里山の保全、災害防止と河川の管理、ごみ分別など、自然と共生し持続可能な社会を構築するために取り組むべき課題が山積しています。とりわけ地球温暖化と自然環境の問題は深刻な状況です。

資源循環のまちづくりを進めていくことは、完熟堆肥を利用した元気な土づくりによる農産物の生産、適正な森林管理による木材や薪・木質ペレットの生産と二酸化炭素の吸収、焼却ごみのゼロを目指すゼロエミッション型まちづくりの推進等、環境問題の課題の解決に繋がります。今後 10 年についても重点施策として取り組みます。

身近な知恵袋である高齢者の方々から伝統や生活の知恵を受け継ぎ、資源が有限であること「もったいない」ということを感じ、わたしたちのライフスタイルを見直すきっかけづくりの場を作ることも必要です。結果として、二酸化炭素の排出量の削減やエコライフの推進、伝統文化・技術の継承が図られ、自然と人間が共に豊かに暮らす環境が構築されていきます。

紫波町の循環型まちづくりに共感した人々との交流を通じて町の取り組みや資源を内外に広く情報発信し、交流人口の拡大を目指します。

これらの取り組みを推進していくためには、行政が主体となった事業の実施と情報発信だけではなく、協働により環境活動団体やNPOなどとそれぞれが共通の目的のもとに、その能力を発揮して取り組んでいかなければなりません。町には、環境マイスター紫波、紫波町ごみ減量女性会議、紫波町環境衛生組合連合会、NPO法人紫波みらい研究所など環境に関する活動を実施する団体が、多岐にわたり環境活動を実践しています。協働による取り組みの推進にあたっては恵まれた環境が整っています。今後 10 年間については、相互に連携、協働するネットワークづくりを引き続き進めるとともに、町及び環境活動団体の活動に住民が数多く参加・参画して協働により計画の推進を図っていきます。

第2章

計画の基本目標

第2章

計画の基本目標

第1節 望ましい環境像

紫波町総合計画において、まちづくりの将来像を「暮らし心地の良いまち」としています。「暮らし心地の良いまち」と「新世紀未来宣言」にある理念を具象化するため、環境・循環基本計画において目指すべき将来像を次のように設定します。

「緑眩しく、水清らかな自然と共生し未来につなぐまち」

先祖代々から連綿と守り、引き継がれてきた豊かな紫波町の自然環境を保全・創造すること、人もまた自然環境の中の一構成員として、自然界の循環の流れを絶やさず、自然と共存する意識の向上を目指すものです。

この将来像を実現するために次の4つのまちづくり（方針）を掲げます。

1 資源循環のまちづくり

未利用資源を有効に活用して、循環型社会の構築を強化していきます。

焼却に依存するごみ処理からの脱却をさらに進めます。

2 環境創造のまちづくり

動植物と人間が共に暮らすことができる地球環境に配慮した取組みを進めていきます。

安全、安心に暮らすことができる生活環境づくりを進めていきます。

3 環境学習のまちづくり

地元の環境を知り、環境問題が身近にあることを気づき、守っていく意識の啓発を継続して行っていきます。

学習を通じて循環型社会、循環型農業の理解を深めていきます。

4 交流と協働のまちづくり

住民、事業所、環境団体・町（行政）の地域内ネットワーク密にし、それぞれの立場からまちづくり事業を進めていく協働による地域づくりを進めていきます。

町の環境に関する取り組みを積極的に情報発信し、交流を通じて環境に共感する人々の輪を広げていきます。

第2節 基本目標

4つのまちづくり（方針）の実現を目指して、次の9つの基本目標を設定します。

1 資源循環のまちづくり

（1）環境に配慮した有機資源循環を進める

基幹産業である農業について、エコ3センターを中核施設として完熟堆肥の使用を継続して推進します。化学肥料や農薬といった環境負荷物質の削減による元気な土づくりをさらに進め、安心でおいしい農産物としてブランドを確立させます。

（2）森林資源の循環を進める

町の 57.8%の面積を占める森林については、森林資源をエネルギーや建材として有効利用・活用を推進します。

（3）資源の消費を抑え、環境負荷を減らす

ごみとして出されている雑紙・空き缶・空きびんなどを発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、および再生利用（Recycle：リサイクル）の3Rを徹底し焼却ごみの削減を目指します。

あらゆる「廃棄物」を他の部門の原料に転換するゼロエミッション型のまちづくりの実現を目指します。

2 環境創造のまちづくり

（1）すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する

里山は、生物多様性の保全の上で重要なエリアとなっています。自然界の循環機能を活かし、農・林業の営みと共に維持されてきた動植物が身近に生息・生育している環境を調査・観察し、里山の保全に努めていきます。

（2）環境への負荷に配慮し、低炭素社会を進める

地球温暖化防止対策として、二酸化炭素排出量削減の取り組みを継続します。県では令和元（2019）年11月に知事が次期岩手県環境基本計画に「2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目標として掲げることを発表しました。国では、令和2（2020）年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明し、今後具体的施策について示される見込みです。余分なエネルギー消費の抑制や新エネルギーの利用促進について、住民・事業所・環境団体・町（行政）それぞれが取り組みを強化していきます。

（3）安全安心で快適に暮らせる生活環境を向上させる

田園都市としての美しい景観保全に努めていきます。また、快適な生活環境（大気、騒音、公衆衛生等）のさらなる向上に向け、調査・監視など環境対策の充実や住民一人ひとりの環境意識の高揚を図ります。

3 環境学習のまちづくり

(1) 身近な環境を知り、自分たちで守る

自分たちのくらす地域のあらゆることがらを対象として、自分たちで調べ、学んでいく活動を充実させていきます。学校や地域の様々な場において、環境学習・環境教育の機会を設定し、自分たちのくらしを見つめ直すことにより、自ら環境に配慮した行動ができる取り組みを継続して行います。

(2) 伝統・文化を学び、地元の匠の知識・技術を伝承する

地域力を活かした世代間交流や地元学を通じて、地域の自然・伝統・文化・知恵を学ぶ機会を増やし、生活の中に取り入れながら継承する取り組みを進めます。農林業に関する知恵や技術、経験を継承し、農林資源・森林資源の循環を促す取り組みを進めます。

4 交流と協働のまちづくり

(1) 地域内外でのネットワークと協働による存在感のある地域づくりを進める

住民、事業所、環境団体、町（行政）の地域内の連携をより密にし、それぞれの立場から資源循環・環境創造・環境学習についての事業を進めていく協働のまちづくりの体制を確立させます。

また、町の取り組みの情報発信を継続的に行い、環境・交流に共感する人々との交流を進めます。

第3章

未来への取り組み

第3章

未来への取り組み

第1節 資源循環のまちづくり

1 環境に配慮した有機資源循環を進める

◎現状と課題

循環型農業の基本は“土づくり”にあるという考えに基づき、減化学肥料を掲げ土壌改良を推進してきました。家畜排泄物と事業所から排出される食料残渣を原料に「えこ3センター」で製造する「紫あ波せみらい堆肥」をはじめとした完熟堆肥の使用による有機資源循環の推進や木質チップを敷いて耕す「土ごと発酵」による果実等の品質向上の取り組みを行っています。豊かな土壌で農業生産に取り組む農家への働きかけと、その生産物を消費者が進んで購入するための情報発信がこれからも必要です。

私たちが生きる上で欠かすことのできない「食」をめぐるのは、健康志向が高まる一方で、核家族化やライフスタイルの多様化による食文化の変化が進行しています。食料の海外への依存、食産業の流通加工の発展による食の外部化、栄養の偏りによる生活習慣病の増加など、社会情勢の変化は家庭での食生活のあり方や健康に大きな影響を及ぼしています。このような状況に対応するため、本町では平成19年3月に食育推進計画を策定し、町民が一体となり協働による食育活動を進めてきました。その結果、食育への関心が高まり、子どもの朝食摂取率は改善され、農業体験・調理体験や地産地消の取り組みも着実に進展しました。しかし、依然として若い世代での朝食摂取率が低いほか、食習慣の乱れや栄養の偏りなどに起因する子どもの肥満割合は全国平均や県平均を上回る状況です。豊富な食材は、私たちの健康を保持し、生産者や「食」に関わるさまざまな人々の働きによって人と人との絆を深め、食生活は支えられてきました。生きる上での基本となる「食育」をより一層推進していく必要があります。

◎行動の方針

町内産堆肥を活用した循環型農業の普及

- ・安全・安心な農産物を提供する仕組みを継続していく。
- ・地産地商により町内外へのブランド化を図る。

◎未来への取り組み

- ・減化学肥料・減農薬栽培による「元気な土づくり」の実践を拡大する。
- ・完熟堆肥の生産と利用を進めて循環型農業の実践を拡大する。
- ・環境に配慮した農業を実践する。
- ・町内産農産物の消費拡大を図る。

■住民の取り組み

- ・地元の食材を利用する。
- ・地元の食材の種類、流通について理解を深める。

■事業者の取り組み

- ・農家は、積極的に完熟堆肥を使用するとともに減農薬・減化学肥料を心がける。
- ・事業所は、生ごみを有機資源として活用できる取組みを進める。

■町（行政）の取り組み

- ・新規就農者を増やす取組みを行う。
- ・生産者と消費者のコミュニケーションづくりの場を作る。
- ・農林業支援組織との協力・連携を図る。

◎主な指標

項目	令和元年度	令和 7 年度	令和 12 年度
紫あ波せみらい堆肥販売量/年	741 t	1, 000 t	1, 200 t
食育パートナー登録数/年	14 人	25 人	35 人

◎担当課

農政課・環境課

2 森林資源の循環を進める

◎現状と課題

町内の森林資源を有効に活用することは森林を保全し、森を育て、森林資源の循環と林業の活性化に繋がります。町では、平成 12（2000）年度から公共施設に町産木材を積極的に活用するなど森林資源循環に取り組んできました。併せて一般住宅などの建築に対しても補助金の交付や固定資産税を減免するなど町産木材の利用推進に努めました。また、化石燃料の代替燃料として平成 15 年から間伐材や製材端材などを原料とする木質ペレットを生産し、更に平成 25 年度からは間伐材や松くい虫被害木を活用した木質チップを生産して、紫波中央駅前エネルギーステーションの地域熱供給施設へ原料を供給するなど環境に配慮した取り組みも行っています。平成 20 年度からは企業の社会貢献活動による「紫波企業の森づくり活動事業」を展開して、令和 2 年 3 月現在、7 団体の団体・企業と協定を締結しています。

国では、平成 21（2009）年に、「森林・林業再生プラン」を公表しました。林業や作業道などの路網の整備、森林施設の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、森林・林業を早急に再生していくための指針として作成されています。町では、「間伐材を運び隊」などの市民活動が定着しており、未利用材の有効活用が展開されています。

しかし、町全体の森林で約 60%を占める人口造林地の大半は、間伐の適齢期を迎えているものの、国産材の価格低迷や林業従事者の担い手不足により手入れが行われない状況が依然として続いています。間伐を実施し、間伐材を搬出して利用する仕組み作りや住民、環境団体、企業が一体となって森づくりを実施していくことが、森林資源の活用につながり、さらには地球温暖化対策に結びつきます。

また、森林を有効に活用するとともに、野生生物と人が多様に共存する森づくりを進めていく必要があります。

◎行動の方針

森林資源の活用と森林再生

- ・森林資源の循環と森林の多面的機能（二酸化炭素吸収源、水源涵養機能、野生生物の生息地）の発揮を目指す。
- ・森の再生と林業の活性化が図られていくための行動に参加、協力し、町産材を活用する個人、事業者などが多数いる状態を目指す。

◎未来への取り組み

- ・間伐材などの未利用資源と町産木材利用を促進する。
- ・森林環境を創造し、森林が持つ多面的機能を発揮させる。
- ・森林学習や作業体験を実施する。

■住民の取り組み

- ・町産木材や木質バイオマスについて理解を深め活用する。
- ・間伐体験や搬出活動、講演会などのイベントに積極的に参加する。
- ・森林所有者は、適正な森林整備を行う。

■事業者の取り組み

- ・町産木材の活用、並びに安定した供給と品質向上に努める。
- ・木質バイオマスの活用を促進する。
- ・林業後継者の育成や雇用の確保に努める。
- ・紫波企業の森づくり活動に参加して、森林整備の実践を図る。

■町（行政）の取り組み

- ・間伐や間伐材の搬出、及び町産木材の活用に対する支援を行う。
- ・公共施設での町産木材及び木質バイオマスの活用を積極的に行う。
- ・森林や森林を取り巻く現状を住民・事業者へ周知していく。
- ・紫波企業の森づくり活動を支援する。
- ・町有林を適正に管理し、森林公園など多面的な機能も発揮させていく。

◎主な指標

項目	令和元年度	令和7年度	令和12年度
森林間伐実施面積/年	28ha	45ha	70ha
木質ペレット販売量/年	148 t	180 t	210 t
木質チップ製造量/年	1,140 t	1,300 t	1,500 t

◎担当課

環境課

3 資源の消費を抑え、環境負荷を減らす

◎現状と課題

ごみの発生を抑制する（Reduce：リデュース）、再び使用する（Reuse：リユース）、再生して利用する（Recycle：リサイクル）。これらの取り組みを実践することは、環境負荷の少ない生活となり、よりよい環境を後世に残し伝えていくことになります。ごみの発生を抑制する取り組みリデュースはとても重要です。大量生産・大量消費から生み出されるものは、膨大なエネルギーの使用と大量廃棄による環境の悪化です。持続不可能な「物」の豊かさから後世に残し伝える「質」の豊かさにライフスタイルを改めることが、ごみの発生を抑制することに繋がります。これまで町では、リサイクル運動の推進、ごみ分別の徹底、クリーン紫波運動の実施など、個人、団体、事業者がそれぞれの立場で参加できる住民総参加型の環境活動を展開してきました。ごみの分別については、平成 22 年 8 月から容器包装リサイクル法に対応した紙とプラスチック製の容器・包装の分別収集を開始し、地域内では、ごみ集積所や資源物保管庫の行き届いた管理により分別とリサイクルの意識が確実に高まっています。また、平成 27 年 10 月からは、専用の回収ボックスを設置し、使用済小型家電のリサイクルに取り組んでいます。令和 2 年 7 月からはレジ袋有料化が始まりました。紫波町環境衛生組合連合会、紫波町ごみ減量女性会議、ごみポイ捨て監視員による巡視などごみの減量や環境美化を推進する団体のさまざまな活動と情報発信により、ごみを増やさない、ごみをポイ捨てしないなどの意識はさらに向上しています。

そうした中、令和 2 年から流行している新型コロナウイルス感染防止対策として、日常のマスクの装着、不要不急の外出自粛やテレワークなど自宅で過ごす時間が増えるなど、新しい生活様式が広がることにより、普段の生活ごみが増えていくことが避けられなくなっています。

◎行動の方針

焼却ごみ 10%削減を目指す

住民一人ひとりが 3 R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）を心がけ、廃棄物の減量化と資源の循環を推進し、10 年後に焼却ごみ 10%削減を目指す。

◎未来への取り組み

- ・使い捨てに頼りすぎない生活を推進する。
- ・無駄なものは購入しない生活を推進する。
- ・再生品を積極的に購入する。
- ・ごみの分別・減量意識を向上させる。
- ・資源回収団体の育成を継続する。

■住民の取り組み

- ・なるべく繰り返し使えるもの、詰め替えできるものを選んで使う。
- ・混ぜればごみ、分ければ資源の意識を持つ。
- ・買いすぎない、作りすぎない、使いすぎないことにチャレンジする。
- ・マイバック・マイ箸・マイカップ運動に取り組む。

■事業者の取り組み

- ・営業活動の中で発生する廃棄物は資源と捉えて、適切な処理をして再資源化を進める。
- ・マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動を呼び掛ける。

■町（行政）の取り組み

- ・ごみを増やさない取り組みを、各種団体と連携して進める。
- ・積極的に資源回収する団体を助成する。
- ・回収された資源の行方を住民に情報提供する。
- ・ごみ分別が浸透するように、説明会を継続的に実施する。
- ・マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動を推進する。

◎主な指標

項目	令和元年度	令和7年度	令和12年度
家庭系ごみ1人1日当たりの排出量	613 g	593 g	570 g
家庭系焼却ごみ1人1日当たりの排出量	382 g	355 g	316 g
資源回収団体の資源回収量/年	700 t	812 t	1,000 t

◎担当課

環境課

第2節 環境創造のまちづくり

1 すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する

◎現状と課題

生物は、人間の生活のために存在しているのではなく、それぞれが独自の遺伝子を持ち、その風土に適用できるように変化しながら様々な生態系を作って「いのち」の循環をしながら生きています。人間はその生物多様性の中から生み出された「もの」を利用して生活しています。水田では小さな生物（ユスリカの幼虫や糸ミミズなど）を餌にして、カエルやドジョウが集まり、そのカエルやドジョウをサギが食べる食物連鎖があります。ユスリカや糸ミミズの排出物は分解されて豊かな土壌を形成し、その土壌は人間に恵みをもたらします。川の上流で落ちた木の葉はバクテリアなどによって分解され、養分となって水に溶解込み、川を下り海へとたどり着きます。

しかし、乱開発による生息環境の悪化、乱獲や採取、里山などの森林の手入れ不足、外来種による生態系のかく乱などにより生物の多様性が脅かされています。ツキノワグマの問題もその一つです。農作物を荒らす、時には人間を襲う動物として害獣とも呼ばれ、射殺されることも珍しくありません。“害獣”は人間の視点であり、自然界においては森に潜む生き物の生態系の頂点に立つ大事な生き物です。町内でも近年、人間の生活環境領域に出没することが多くなり排除されるようになりました。西日本では絶滅が懸念される程になっています。

これまで容易に身近で見ることができたホタルやトンボ、カジカなども姿を確認できる場所が少なくなってきました。

町はこれまで、生物多様性の保全の取り組みとして、千年の森・共生の森などの町有林で植樹活動や自然観察会を実施してきました。“共生の森”には環境団体が主体となり「木の実 は動物に、用材は人に」をテーマにコナラやクリなど実になる木の植樹を行ってきました。木の実を食料とするツキノワグマなどが森のなかで十分な食料を得ることで、人里まで下りないようにするための取り組みをしてきました。主要な河川は、定期的に水質検査を実施し、水環境の状態を監視しています。河川改修は、環境に配慮した工法を取り入れ、生態系の保全に努めています。公共下水道、農業集落排水の利用可能な範囲拡大や合併浄化槽の普及によって家庭排水による河川の汚れを防ぐ取り組みをしています。

生き物との共生のために自分たちができることは何かを見つけながら、生物多様性を意識した取り組みを今後も継続し、里山の自然環境の活用と保全、水環境の保全に取り組んでいく必要があります。

◎行動の方針 その1

里地里山の保全と創造

里地里山に人の手が入り、活用されることにより多くの生態系が創設され、生物の多様性が保全されている状態を目指す。人間と野生生物の生活圏の分離も図られていくことを目指す。

◎未来への取り組み

- ・森づくりを推進する。
- ・森林ボランティアを育成する。
- ・自然観察会を実施する。
- ・生物の生息環境としての視野を取り入れた農地づくりを推進する。

■住民の取り組み

- ・身近な自然や動植物に触れ、自然の息吹を感じる機会を持つ。
- ・希少な動植物や生態系の成り立ちについて理解を深める。
- ・自然観察会などのイベントに参加する。

■環境団体の取り組み

- ・動植物や生態系の成り立ちについて学習する場を提供する。
- ・自然観察会などの機会を提供する。

■町（行政）の取り組み

- ・町有林などを利用して里山の活用を図る。
- ・身近な環境について現状を把握していく。
- ・ブラックバス、オオハングウソウなどの特定外来種の対策を実施する。

◎主な指標

項目	令和元年度	令和 7 年度	令和 12 年度
自然観察会の参加者数/年	371 人	390 人	400 人
企業の森づくり取り組み団体数	7 団体	9 団体	10 団体

◎担当課

環境課、生涯学習課

◎行動の方針 その2

水環境の保全と活用

水に親しみ、水を大切に使う心を養うことによって、水を汚さない生活への取り組みを推進させ、河川の水質向上、河川の持つ浄化機能の保全、生態系の維持を目指す。

◎未来への取り組み

- ・水環境学習を実施する。
- ・下水処理の普及促進を継続する。

■住民の取り組み

- ・水を汚さない、無駄に使わない暮らしに心がける。
- ・汚れた水はきれいにして川に戻す。
- ・身近な川の様子を観察する。
- ・川に親しむ機会を作る。
- ・自然観察会や学習会に参加する。

■事業所の取り組み

- ・生産活動の中で水をできる限り汚さない、無駄に使わないように注意する。

■環境団体の取り組み

- ・水に親しみ、水環境を学ぶ機会を作る。
- ・水辺環境の美化活動をする。

■町（行政）の取り組み

- ・河川の汚れを防ぐため、下水処理の利用促進を図る。
- ・河川水質調査を継続し、公表することで水環境保全の意識を高める。
- ・水辺環境の美化活動を推進する。
- ・水環境学習の場を提供する。
- ・河川改修や整備にあたっては、自然環境との調和に努める。

◎主な指標

項目	令和元年度	令和7年度	令和12年度
水洗化人口普及率	88.1%	92.0%	95.0%

◎担当課

環境課、土木課、下水道課、学務課、生涯学習課

2 環境への負荷に配慮し、低炭素社会を進める

◎現状と課題

エネルギーを大量に消費する生活や、産業活動の拡大に伴って温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで地球が温暖化しています。環境省が発表した日本の平成 30 年度の温室効果ガス排出量は 11 億 3,800 万トンで前年度と比較して 7.4%減少しています。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書によれば、温暖化の影響により 2081 年から 2100 年の世界の平均地上気温は 1986 年から 2005 年の平均よりも最小で 0.3℃、最大で 4.8℃上昇すると予測しています。温室効果ガスの継続的な排出は、さらなる温暖化と気候のシステムのすべての要素に長期にわたる変化をもたらし、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる影響を及ぼす可能性が高まります。

地球温暖化対策に係る国際的枠組みの下で、平成 27 年 12 月の「気候変動枠組み条約第 21 回締結国会議 (COP21)」で採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標を「産業革命前からの気温上昇を 2℃未満とすることを目標とし、1.5℃に抑えるよう努力する」ことを決めました。また、世界全体で 5 年ごとに削減状況を把握する仕組みとしています。日本は平成 42 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比 26%の温室効果ガスを削減する目標を提出し、取り組むことを表明しています。

また、全国では令和元年 12 月から「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明する自治体が増えていきます。

町では、地球温暖化防止対策の一環として二酸化炭素排出量の削減に努め、太陽光発電・バイオディーゼル燃料・木質バイオマスの利活用など再生可能エネルギーの導入を推進してきました。

また、エネルギー消費は、人口が全体的に減少しても、今後は人口構成の高齢化や世帯の少人数化に伴い増加することが予想されます。

一般家庭における省エネルギーを考えるときに、住居である建物そのものの性能を検証することが有効であることが知られています。断熱や気密の性能を高め、建物内の熱環境を改善することで、暮らしの中で消費するエネルギーを根本から削減できるだけでなく、ヒートショック (※1) のリスクを減らせるなど住む人の健康面においても大きな利得があります。これらのことを踏まえて、既存住宅の断熱等の性能向上と新築住宅においては、紫波町の自然環境や地域資源の有効活用した紫波型エコハウス (※2) 又はそれに準じた住宅の普及が必要です。

※1 ヒートショック：居住内の室温差で急激な血圧変化が起こることによる家庭内事故のこと

※2 紫波型エコハウス：

高断熱・高気密によりエネルギー消費量を削減する住宅

ヒートショックを防ぎ快適で末永く暮らせる住宅

日射取得や通風などの自然環境を取り入れた住宅

町産木材などの地域資源を有効活用した住宅

数値における基準は、次の3点です。

①構造が木造で、構造材として使用する木材の総量の80%以上に町産材を使用。

②床面積1㎡当たりの年間暖房エネルギー消費量が48kWh／（㎡・年）以下。

③床面積1㎡当たりの相当隙間面積0.8㎠／㎡以下。

◎行動の方針

二酸化炭素などの温室効果ガスの削減・環境負荷の低減

省エネ型家庭用電気機器の選択やエコハウスの普及など、エネルギー消費の少ない暮らし方に取り組む。

再生可能エネルギーの導入や製造時の一次エネルギー消費の少ない製品を選択するなど、環境負荷のより小さい資源を活用する。

◎未来への取り組み

- ・省エネルギー及び環境負荷の低減を推進する。
- ・再生可能エネルギーの利用を推進する。
- ・エコハウスの普及を促進する。
- ・木質バイオマスの利用を促進する。
- ・森林の整備による二酸化炭素吸収量の増加を図る。
- ・事業所、行政において環境負荷の低減を推進する。

■住民の取り組み

- ・生活のなかで、環境負荷の低減の取り組みにチャレンジする。
- ・太陽光・太陽熱・バイオマスなどの利活用について調べてみる。
- ・地産地消やエコドライブなど温暖化を意識して行動する。

■事業所の取り組み

- ・環境負荷の低減に取り組む。
- ・環境に配慮した商品を購入する。

■町（行政）の取り組み

- ・二酸化炭素の排出削減の手法について情報提供をする。
- ・職場において環境負荷の低減に取り組む。
- ・住民、事業所に対して再生可能エネルギー導入の促進を図る。

◎二酸化炭素排出量削減の取り組み（森林による吸収量を含む）

- ・家庭の省エネルギー推進、再生可能エネルギー利用の普及 5 %削減
- ・事業所の省エネルギー推進、再生可能エネルギー利用 2 %削減
- ・公共施設の省エネルギー実践、再生可能エネルギー導入 1 %削減
- ・森林管理による二酸化炭素吸収能力の向上 3 %削減

※ 数値は、町全体の二酸化炭素排出量に対し各取り組みにより削減を目指す割合

◎主な指標

項目	令和元年度	令和7年度	令和12年度
循環型エコプロジェクト事業によるCO ₂ 排出削減量/年	2,487 t	2,800 t	3,400 t
紫波型エコハウス建築件数 (平成26年度からの累計)	52 棟	58 棟	63 棟

◎担当課

環境課、企画課、財政課

3 安全安心で快適に暮らせる生活環境を向上させる

◎現状と課題

私たちが地域に愛着を持ち、快適に暮らせる環境を保全するため、町内一斉清掃の活動やごみ0(ゼロ)の日行動(5月30日に実施)など環境美化の活動が実践されてきました。地域での取り決めによる清掃活動や、まちピカ応援隊に登録して公園や河川を清掃するなどの活発な活動も展開されています。不法投棄を根絶するため、ごみポイ捨て禁止条例が制定され、ごみポイ捨て監視員と地域住民が連携して不法投棄を監視し一定の成果が現れています。事業者と地域との公害防止協定の締結、畜ふん・廃棄物等の適正処理を行うなどにより、環境の保全だけではなく私たちの健康も守られています。家庭ごみの焼却の禁止、ペットのふんの後始末、私有地の清掃管理などについては町からの啓発だけではなく、地域内においても注視していく必要があります。

しかし、家庭ごみの野焼きによる焼却やペットのふんの放置、私有地の不適切な管理など生活公害が数多く発生しており、より効果的な啓発と喚起が必要になっています。

※IPCC 第6次評価報告書→IPCC 第52回総会(2020年2月)においてアウトラインが承認された。報告書は現時点ではまだ作成されていない。

◎行動の方針

公害・有害物質の対策
衛生的な生活環境づくり
美しい景観を保全する

◎未来への取り組み

- ・公害、有害物質による環境汚染を監視する。
- ・住民主体の清掃活動、まちピカ応援プログラムを推進する。
- ・衛生環境を整備する。

■住民の取り組み

- ・公害、有害物質等について監視する。
- ・身近な環境の美化活動に進んで取り組む。
- ・気持ちよい生活環境を守るため公衆のマナーを守る。

■事業者の取り組み

- ・有害物質等の放出による汚染を防止する。
- ・住民と共に身近な環境整備活動を進んで行う。

■町（行政）の取り組み

- ・住民、事業者と共に環境整備に取り組む。
- ・快適な衛生環境の整備を行う。
- ・公害、有害物質等の放出情報等は速やかに住民へ周知する。

◎主な指標

項目	令和元年度	令和7年度	令和12年度
まちピカ応援プログラム参加団体数/年	6 団体	8 団体	9 団体
町内一斉清掃参加者数/年	12,322 人	13,000 人	14,400 人

◎担当課

環境課

第3節 環境学習のまちづくり

1 身近な環境を知り、自分たちで守る

◎現状と課題

子どもを取り巻く環境が変わり、遊び場が屋外から屋内、遊びの内容も自然を対象とした森や川での遊びからテレビゲーム、スマートフォンといった無機質のものに変化してきました。下校後も習い事や塾などに時間が割かれるようになりました。大人もスマートフォンの普及でSNSでの交流が一般的となり、自然のなかで過ごす経験が少ない人が多くなりました。その結果、身のまわりの環境の変化に気づかない、関心を持たない人が多くなっています。美しい森林、きれいな川の流れを残したい気持ちは持っていますが、身の回りの自然環境について考える機会が少ない傾向にあります。

これまで、学校教育における環境教育は、子どもたちが身の周りの環境に目を向け、考える機会づくりに取り組んできました。環境に関わる団体・個人が、環境の視点を日常生活の中に取り組んで、環境に配慮したくらしを考えるきっかけ作りを進めてきました。NPO 法人紫波みらい研究所では、「森のあそび場りんくる※」や平成の森での植樹、育林作業などに親子で参加していただき、子どもたちだけでなく、自然に触れる機会が少なかった親の世代にも紫波町の自然を考えてもらう取り組みを実施しています。環境マイスター紫波では、小学校への環境に関する出前授業、年2回開催する川や森での自然学校、多面的機能支払交付金活動団体への水質調査等の支援活動など、子どもから大人までの地域住民が集まり、環境を自ら調べ、学んでいく自発的な取り組みが行われています。

先祖代々から受け継がれてきた紫波町の自然・風土を子どもたちに引き継ぐためには、住民一人一人が地域の環境を学び、理解することから始め、今何をすべきかを考え行動することが大切です。環境は、本来私たちのくらしに密接に結びついているものです。家族の中で環境について話し合う機会を作りながら、環境がくらしの中に浸透する取り組みを進めていきましょう。自然との共存を図るためもう一度身のまわりの自然に目を向け、触れ、住みよい環境を整える取り組みを進める必要があります。

※森のあそび場りんくる 小学生以下を対象とし、森の中で自由に遊びながら、自然の大切さや生きる力を養ってもらうため、町内の森林や施設を使用し、年4回実施している取り組み

◎行動の方針

子どもから大人まで楽しみながら学ぶ機会の提供と創出

くらしの中で自然と触れる機会を作り、自然への関心を高めたり人間との関わりを学んだりすることで、生き物と人の住みよい環境を整える取り組みの推進を目指す。

◎未来への取り組み

- ・環境団体による環境学習を実施する。
- ・幼児期からの自然体験の場を創出する。
- ・学校教育による環境学習を実施する。
- ・生涯学習による環境学習を実施する。

■住民の取り組み

- ・身近な自然を学ぶ自然観察会などに参加する。
- ・テレビ、新聞、書籍、インターネットなどを活用して、環境についての意識を高める。

■事業所・環境団体の取り組み

- ・体験学習、環境関連の施設見学などに積極的に協力する。
- ・大人と子どもが一緒に自然を楽しめる機会を作る。

■町（行政）の取り組み

- ・環境に関する動向に注視して情報の発信と対策に努める。
- ・事業所や環境団体と連携して、自然観察会や環境関連の施設見学を開催し、きれいな環境が大切なことを伝える。
- ・環境マイスターのスキルアップを支援するための講座を開催する。

◎主な指標

項目	令和元年度	令和7年度	令和12年度
学校教育での環境教育講座開催校数	8校	5校	5校
地域での環境学習参加者数/年	2,121人	2,570人	3,000人
環境関連団体主体の環境学習回数/年	61回	30回	35回

◎担当課

農政課、環境課、学務課、生涯学習課、こども課

2 伝統・文化を学び、地方の匠の知識・技術を継承する

◎現状と課題

かつて、農業や林業は土地を守り、森を守り、資源を循環する営みを行ってきました。資源の循環は、生活の基礎であり特別なものではありませんでした。しかし、農業や林業を取り巻く環境の変化により、農山村で生活する技術や経験を日々の生活を通して継承することが難しくなっています。

木々の名を覚えその特性を知り暮らしに活かす、動植物を観察して気候を予測するなど、人々の暮らしは自然と共に成り立っていました。便利な道具が手軽に揃い、家の中にいても天候がわかる時代となり、人は自然と対話することがなく暮らすようになりました。また、地域の伝統・文化・生活の知恵などその土地で生まれた、優れた「力」が時間と共に消えつつあります。

生活の知恵を継承していくため、学校教育では、地元住民の協力による年中行事の体験学習を通じて世代間の交流を図っています。自然の恩恵、先人の知恵や技術を継承することも同時に行われています。自治公民館や環境団体の活動では、自分たちの住む地域の文化や歴史、自然などを見て、触れて、学ぶ講座を開催しています。伝統・技術の掘り起こしや高齢者の知恵や技術の継承に取り組んでいます。

農林業や食に関する知恵・技術・経験を絶やすことなく受け継ぎ、農林資源の循環を促す取り組みを進めていかなければなりません。

また、環境学習や地元探検などの機会を通じて、大人の経験を子どもへ伝え、子どもの発見を大人に伝えるなど、世代間の交流を進め、地元の伝統・文化や知恵の共有化を進めていかなければなりません。

西部地区と東部地区の小学校がそれぞれ統合し、学区が広がることにより、いままでどおりの伝統・文化の継承が難しくなることから、が課題となります。

◎行動の方針

世代間交流・地元学による伝統・知恵の継承を図る

世代間交流を通じて、地域のくらしの中から生まれた知恵・技術・経験を学び、生活に活かしながら後世への継承を進める。

◎未来への取り組み

- ・地域の生涯学習を活用した環境学習、地元を知る講座を開催する。
- ・子どもと大人と一緒に学ぶ機会を創設する。
- ・受け継がれてきた地域の伝統・文化を調べ、今の生活に取り入れる取り組みを推進する。
- ・食を通じて世代間交流、地域の伝統・文化の継承を図る。

■住民の取り組み

- ・地元の行事、講座等に積極的に参加する。
- ・身近な高齢者と交流をはかる。

■事業所の取り組み

- ・地域のイベント等に積極的に参加する。

■環境関連団体の取り組み

- ・町や事業者、学校などと連携して地域住民参加型のイベントに取り組む。

■町（行政）の取り組み

- ・公民館など地元の生涯学習の中に、環境の視点を取り入れた取り組みをする。
- ・環境団体との連携による環境学習プログラムを検討し、住民の関心を高める。
- ・地域資源を有効に活用した交流を勧める。

◎主な指標

項目	令和元年度	令和7年度	令和12年度
世代間交流（伝統・文化の学習）取組 小中学校数/年	13 校	8 校	8 校
世代間交流（伝統・文化の学習）保育 施設等取組回数	170 回	175 回	180 回

◎担当課

農政課、環境課、学務課、生涯学習課、こども課

第4節 交流と協働のまちづくり

1 地域内外でのネットワークと協働による存在感のある地域づくりを進める

◎現状と課題

住民、環境団体、事業所、町（行政）が協力して建設した「環境・循環 PR センター」を中心に、循環型のまちづくりの取り組みについて情報発信が行われてきました。

更に現在では、それぞれの団体や住民、町（行政）が多様な形で協働しています。例えば、ごみの削減のための啓発活動、ごみ分別の地区別講習会、資源回収の取り組み、ごみポイ捨ての監視、環境学習講座の開催などそれぞれの立場から取り組み、ごみの減量に成果が上がっています。

環境団体や市民活動団体等によるネットワークは多岐に広がり、各所において成果を上げています。平成 16（2004）年から始まった NPO 法人紫波みらい研究所の企画・運営による國學院大學の学生の間伐作業体験を通じた地域との交流会がその一つです。学生は、間伐対象の地区に宿泊して、町内の林業経験者の指導により間伐体験をします。夜は地元農産物を主にした料理を囲んで交流会が行われています。「とにかくご飯がおいしい」「地元の人たちとの交流が楽しみ」「森の中の作業は気持ちがいい」など、地域の人、自然、農畜産物など地域資源の魅力が交流を通じて伝わっています。農業や林業を実践するため、紫波町へ移り住む学生も現れています。

一方で、住民の、環境に対しての意識の低下も見られます。これまで進めてきた環境への先進的な取組が生活の一部となり、環境に対して特別意識することが少なくなったと考えられます。併せて、住宅開発が進むことで新しい住民が増えることにより、環境に対する取組についての意識が低くなったことも要因の一つと思われます。

今後も地域における循環型まちづくりを効果的に推進していくために、人々が関心を持ち、理解を深めて取り組んでいくため、組織、人のネットワークをさらに広げ、大きな力の源としていくことを目指していかなければなりません。

また、紫波の自然、地域資源に魅力を感じ、町を訪れる人々とのつながりを大切にし、町の環境や循環型まちづくりに共感する人々のネットワークづくりを継続して進め、存在感のある地域づくりが必要です。

◎行動の方針

ネットワークの構築による交流と協働の推進

共感が生み出す交流の推進

組織や地域の人々がそれぞれの役割を担い、連携しながら循環型まちづくりを更に進めていく。

地域資源を活用した人と人との交流から生み出されるネットワークにより、町内外への情報発信が活発に行われることを目指す。

◎未来への取り組み

- ・住民一人ひとりが循環型まちづくりについて正しく認識し、家庭・学校・地域などで自ら行動ができるように、環境関連団体等と行政が連携した環境学習の場を増やしていく。
- ・住民や事業所の主体的発想や取り組みについて、相互に協力する関係を構築していく。
- ・インターネットや広報紙などを通じて、情報を共有できる環境を整えていく。
- ・地域活動やボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを構築していく。
- ・環境を学び、次世代に引き継げるための人材育成を行っていく。
- ・地元にある資源を活用し、地産地消を進めていく。

◎主な指標

項目	令和元年度	令和 7 年度	令和 12 年度
環境・循環 PR センター利用者/年	5,082 人	5,200 人	5,400 人
グリーンツーリズム参加者数	93 人	200 人	300 人

◎担当課

農政課、環境課、商工観光課、企画課、学務課、生涯学習課

区 分	令和元年度 (実 績)	令和 7 年度 (目標数値)	令和 12 年度 (目標数値)
	数量、件数等	数量、件数等	数量、件数等
(1) 資源循環のまちづくり			
①紫あ波せみらい堆肥販売量/年	741 t	1,000 t	1,200 t
②食育パートナー登録数/年	14 人	25 人	35 人
③食ナビアクセス数/日	124 件	110 件	150 件
④学校給食地元の野菜使用率	15.7%	17.7%	19.7%
⑤学校給食地元の果樹使用率	75.8%	76.0%	77.0%
⑥学校給食地元の米使用率	100.0%	100.0%	100.0%
⑦森林間伐実施面積/年	28ha	45ha	70ha
⑧町産木材利用量・一般 (平成 12 年度からの累計)	1,462 m ³	2,560 m ³	3,560 m ³
⑨木質ペレット販売量/年	148 t	180 t	210 t
⑩木質チップ製造量/年	1,140 t	1,300 t	1,500 t
⑪ごみ分別説明会開催数/年	19 回	30 回	35 回
〃 参加人数/年	521 人	650 人	700 人
⑫家庭系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	613 g	593 g	570 g
⑬家庭系焼却ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	382 g	355 g	316 g
⑭ごみのリサイクル率	22.2%	24.9%	27.8%
⑮資源回収団体数/年	122 団体	124 団体	130 団体
⑯資源物保管庫建設団体数 (累計)	82 団体	85 団体	90 団体
⑰資源回収団体の資源回収量/年	700 t	812 t	1,000 t
⑱エコ・ショップしわ参加店舗数	40 店	43 店	46 店
(2) 環境創造のまちづくり			
①自然観察会の参加者数/年	371 人	390 人	400 人
②企業の森づくり取り組み団体数	7 団体	9 団体	10 団体
③水洗化人口普及率	88.1%	92.0%	95.0%
④循環型エコプロジェクト事業による CO ₂ 排出削減量/年	2,487 t	2,800 t	3,400 t
⑤紫波型エコハウス建築件数 (平成 26 年度からの累計)	52 棟	58 棟	63 棟
⑥低公害車の導入台数 (町公用車)	5 台	7 台	9 台
⑦太陽光発電設備の低圧受電契約数	不明	不明	不明
⑧町内一斉清掃参加者数/年	12,322 人	13,000 人	14,400 人
⑨まちピカ応援プログラム参加団体数/年	6 団体	8 団体	9 団体

区 分	令和元年度 (実 績)	令和7年度 (目標数値)	令和12年度 (目標数値)
	数量、件数等	数量、件数等	数量、件数等
(3) 環境学習のまちづくり			
①学校教育での環境教育講座開催校数	8 校	5 校	5 校
②地球温暖化を防ごう隊員ノート取り組み学校数/年	3 校	5 校	5 校
③地域での環境学習参加者数/年	2,121 人	2,570 人	3,000 人
④保育施設等での環境学習開催数/年	7 回	15 回	18 回
⑤環境関連団体主体の環境学習回数/年	61 回	30 回	35 回
⑥食育推進団体数	17 団体	18 団体	20 団体
⑦世代間交流（伝統・文化の学習）取組 小中学校数/年	13 校	8 校	8 校
⑧世代間交流（伝統・文化の学習）保育 施設等取組回数	170 回	175 回	180 回
(4) 交流と協働によるまちづくり			
①環境・循環 PR センター利用者/年	5,082 人	5,200 人	5,400 人
②グリーンツーリズム参加者数	93 人	200 人	300 人
③環境・循環情報発信/年	96 件	110 件	120 件